環境配慮促進法の施行状況の評価・検討に関する報告書(平成21年3月)の概要

1. 今回の評価・検討の趣旨

- 〇法附則第4条の見直し規定を受けた法の施行状況の評価・検討
- ○環境配慮促進法の施行により、環境報告書の作成が促進され、それが、環境コミュニケーションの促進のみならず、企業内の環境マネジメントの改善にもつながっている。

2. 特定事業者による環境報告書の作成公表義務と信頼性向上の努力

- ※特定事業者…独立行政法人、国立大学法人等の88法人を政令で指定
- ○すべての特定事業者により環境報告書が作成・公表されており、大学内の環境マネジメントの強化に活かしている例も見られる。
- 〇その一方で、目標、取組計画やマネジメント体制の記載が不十分といった例も見られ、こう したケースに関しては、改善が望まれる。
- ○また、第三者審査の受審等の信頼性向上措置実施の一層の向上も望まれる。
- ○環境省は、「環境コミュニケーション大賞」における特定事業者による優秀な報告書の表彰、 特定事業者の環境報告書に関するデータベースの提供、各特定事業者の信頼性向上措置の実 施状況の公表等を通じ、特定事業者の環境報告書の質と信頼性の向上を図るべき。

3. 大企業者による環境配慮等の状況の公表と信頼性向上

- ○大企業の環境報告書の作成割合は、法施行前に比べ上昇(H16:31.7%→H19:35.9%)
- ○第三者審査等の信頼性向上措置の実施割合も、法施行前に比べ上昇(H16:34%→H19:62.7%)
- ○環境報告書の作成・公表を義務付けるべきとの意見もあったが、今回の評価に当たっては、 自主的な作成・公表の取組の促進に期待することが適当。
- 〇各企業は、環境省の環境報告ガイドラインに沿って、算定方法や算定組織の範囲を環境報告 書に明記すること等により、情報の比較可能性を高めるべき。
- ○第三者審査受審等の信頼性向上措置のより一層の実施に努めるべき。
- 〇古紙偽装のような問題を発生させた企業は、環境報告書等において社会に対する説明責任を 果たすべき。
- 〇環境省は、環境コミュニケーション大賞の実施方法について中小企業の受賞機会の拡大を図る等の工夫を行うとともに、環境報告ガイドラインのより一層の普及拡大に取り組むべき。

4. 環境報告書の審査等を行う者の審査体制の整備等

- ○サステナビリティ情報審査協会により、審査機関の認定・登録、審査人の研修、審査機関が 審査した環境報告書の登録等に関する業務が行われている。
- ○審査機関は、質が高く効率的な審査を実施することにより、信頼性を高めていく努力が求められる。
- ○環境報告書の審査機関の認定・登録について、何らか公的な位置付けを付与することにより、 信頼性のより一層の向上を図ることについて、今後、制度の在り方について検討することが 必要。

5. 国による中小企業者の環境配慮等の状況の公表への支援

- 〇環境省は、中小企業にも取り組みやすい環境マネジメントシステムであり、環境報告もその ー環として組み込んでいる「エコアクション 21」のガイドラインを策定。認証・登録事業者 数は毎月増加しており、2008 年 12 月現在で 3,072 事業者。
- ○認証・登録事業者数のより一層の増加を図るため、エコアクション 21 の中央事務局である

- (財)地球環境戦略研究機関持続性センターは、地域事務局や地方環境事務所、地方公共団体等と協力しつつ、セミナーの開催等、より一層の普及啓発活動に取り組むべき。
- 〇エコアクション 21 の改定においては、分かりやすさ、ライフサイクル全体を通じた環境負荷の低減等の課題に対応すべき。

6. 各省各庁及び地方公共団体による環境配慮等の状況の公表

- 〇各省各庁により、毎年度、環境配慮等の状況の公表が行われている。環境省は、今年度の公表から、内容を大幅に拡充し、A4にして50枚程度の環境報告書を公表しているところであり、各省各庁もこれを参考としつつ、国民に分かりやすく伝わるよう、努力を行うことが望まれる。
- 〇地方公共団体については、特に市町村における取組の拡大が望まれる。環境省は、地方公共 団体に対し、環境配慮等の状況の公表に取り組むよう、働きかけるべき。

7. 国による環境報告書の利用促進措置

- ○環境省は、環境報告書に関するポータルサイトを作り、各種環境報告書情報提供サイト、特 定事業者の環境報告書等について情報提供すべき。
- ○環境省は、引き続き、環境コミュニケーション大賞、環境コミュニケーションシンポジウム を通じ、環境報告書の利用促進に取り組むべき。

8. 事業者による製品等に係る環境情報の提供、国による環境情報利用促進措置

- ○個々の事業者、業界団体、行政機関、公的主体等により、様々な環境ラベルが提供されている。
- 〇各事業者による自己宣言型の環境ラベルについては、客観性や合理性に欠ける等の課題がある場合もあり、環境省の環境表示ガイドラインに従った取組が求められる。
- 〇(財)日本環境協会によるエコマークについては、社会情勢の変化に応じてその特長を発揮すべく、その在り方について検討を行うことが必要。
- 〇グリーン購入法の基準、エコマーク、グリーン購入ネットワークによる民間向けグリーン購入ガイドラインの有機的連携について、今後検討を進めるべき。

9. 環境に配慮した投資の促進

- 〇我が国の社会的責任投資が欧米に比べ大幅に少ない最大の原因は、機関投資家、特に公的年金基金の不参加。公的年金基金などの規模も大きく市場への影響力が大きく、かつ、その公的性格等から社会的責任を強く有する機関投資家は、その影響力と社会的責任を踏まえ、投資先企業の環境配慮等を投資判断に織り込んでいくことが、我が国経済社会の持続可能性を高めるために、強く求められている。特に、年金積立金管理運用行政独立行政法人は、120兆円という巨額の資金の運用に当たって、真に国民の利益となるよう、環境配慮等を織り込んで投資判断を行うことが、強く求められている。
- 〇また、低炭素社会の実現に向け、投資判断に当たっての企業の低炭素化対応の考慮を促進するためには、有価証券報告書を通じた地球温暖化関係情報の開示が重要。2050 年に向け 60 ~80%の排出削減が必要とされる中、投資判断における地球温暖化関係情報の重要性は、今後、より一層増すものと考えられる。こうしたことを踏まえ、政府としても、有価証券報告書を通じた地球温暖化関係情報の開示の具体化について検討を進めていくべき。

10. 終わりに

- ○関係者が本提言を踏まえ真摯に取り組むことを期待。
- ○本提言を踏まえた制度改正から 4 年後を目途に、環境配慮促進法の施行状況について再度評価を行うべき。